



# くらしのひろば

## 不当な勧誘による契約に気をつけましょう！

～あなたを守ってくれる法律があります～

### ○そもそも「契約」って何だろう？

2人以上の当事者が合意することによって法的な権利義務関係が発生する行為であり、法的に保護される約束のことを「契約」といいます。契約は、「申し込み」の意思表示と、それに対応する「承諾」の意思表示が合致することによって成立します。

例えば、買い手の「買います」と売り手の「売ります」という口頭による合意（口約束）でも契約は成立します。そして、契約には法的な責任が伴うため、一度契約すると、原則として一方の都合だけで契約をやめることはできません。買い手には「代金を支払う義務」、売り手には「商品を引き渡す義務」が生じるため、一方がその義務を果たさない場合には、契約を守るよう請求したり、損害賠償請求や契約の解除をしたりすることができます。

(出典：国民生活センター)

### 契約は消費者と事業者の意思の合致で成立します



### ○いったん契約してしまったら、もうやめることはできないの？

契約してしまっても、契約をやめることができます。

消費者の利益を守るため、「消費者契約法」や「特定商取引法」などにより、一定の理由がある場合には、契約が無効とされたり、取消しや解除をしたりすることができます。

それらを知っておけば、あらかじめトラブルを避けたり、実際にトラブルにあった後の助けにもなります。

では次のページで具体的に見てみましょう



## 消費者契約法によって取り消すことができる契約

不当な勧誘により消費者が誤認や困惑して結んだ契約などは、消費者契約法により取り消すことができる場合があります。

### うそを言われた (不実告知)



タイヤの溝がすり減っていて  
このまま走ると危ない、交換  
が必要（嘘だけど）

### 不利になることを言われなかった (不利益事実の不告知)

眺望・日当たり良好！  
(そのうち隣に高層マンシ  
ョン建っちゃうけどね～)



### 必ず値上がりするといわれた (断定的判断の提供)

確実に値上がりしますよ  
(本当はそんなことわから  
ないけど…)



### 常識を超える量を売られた (過量契約)



(一人暮らしだからこんなに  
必要ないことは知っている  
けど、売っちゃえ～)

### お願いしても帰ってくれない (不退去)



「帰ってほしい」と何度も  
言っているのに、全然帰っ  
てくれない…

### 帰りたのに帰してくれない (退去妨害)



「帰りたい」と何度も言っ  
ているのに、どうしても帰  
してくれない…

### 就職セミナー商法等 (不安をあおる告知)



(就職できるか不安…)

このままでは就活は成功し  
ない、このセミナーが必要



### デート商法等 (好意の感情の不当な利用)

2人の  
これからの  
ために…



(契約したら  
結婚できるか  
も…)

### 高齢者等が不安をあおられる (判断力低下の不当な利用)

今すぐ修理を  
しないと大変  
ですよ  
(嘘だけど)



そんな…  
どうしよう

靈感商法等にかかる  
消費者契約法が  
一部改正されました

### 靈感商法等 (靈感等による知見を用いた告知)

病気がずっと  
治らないです…



この壺を買  
えば悪霊が  
去り、完治  
しますよ

### 契約前なのに強引に代金を 請求される等



もう作業したから代金を払って  
もらうよ！

(見積りを頼んだだけ  
なのに…)

(出典：消費者庁)

## 靈感商法等による消費者被害の救済の実行化のための消費者契約法の改正

令和4年12月10日成立、令和5年1月5日施行

靈感等による知見を用いた勧誘による消費者被害の深刻化に対応するため、消費者契約法の一部を改正する法律が成立しました。

### 靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、靈感等の特別な能力により、消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは**現在生じ**、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又は**そのような不安を抱えていることに乗じて**、契約を締結することが必要不可欠と告げることにより、困惑し、契約をした場合には、これを取り消すことができます。

### 取消権の行使期間の伸長

靈感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権を、追認することができる時から**3年**(改正前1年)、契約締結時から**10年**(改正前5年)の間、行使することが可能です。

※ 改正前の靈感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権についても、時効が完成していないものについては、改正後の取消権の行使期間が適用されます。



## 不安をあおる靈感商法（開運商法）に気をつけて！

靈感商法（開運商法）とは、「先祖の供養をしないと災いが降りかかる」「悪い霊がついている」などと不安をあおり、高額な商品の購入や祈とう料を支払わせる手口です。借金をしてまで契約させられるケースもあり、社会問題になっています。



こう伝えましょう！

◆不安をあおられて勧誘を受けても、その場で契約してはいけません  
お金を多く支払うことで運が開けたり、幸せになったりするわけではありません。不安をあおるようなことを言われても、きっぱり断りましょう。

### 特定商取引法によって取り消すことができる契約 ～クーリング・オフ～

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

#### クーリング・オフができる取引と期間

8 日間	訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入（古着、貴金属などの買い取り） 特定継続的役務提供（エステティック、学習塾、結婚相手紹介サービスなど）
20 日間	連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）

#### クーリング・オフができない契約があるって本当？！

本当です。通信販売（ネット通販、テレビショッピング等）や店舗での購入には、クーリング・オフ制度がありません。

購入の際は、事前に必ず「返品可否」「返品交換が可能な場合の条件」を確認するよう心がけましょう。



## 石油ストーブによる火災に注意！

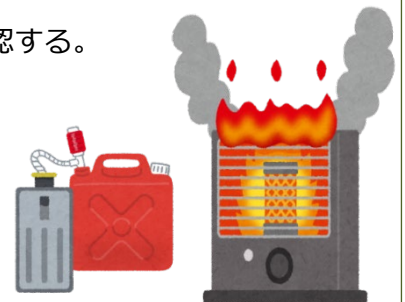
いよいよ冬本番！暖房機器がフル稼働する時期ですが、石油ストーブの間違った使い方や不注意による火災が発生しています。これらの暖房器具火災は、少しの注意で防げるものがほとんどです。必ず取扱説明書を読むとともに、次のポイントに注意して、火災から身を守りましょう。

#### 【火災を防ぐには？】

- 必ず消火してから給油する。
- 給油後は、給油タンクの口金を確実に閉め、灯油の漏れがないことを確認する。
- ガソリンや混合油は絶対に使用しない。
- 古い灯油やゴミ等が混じった灯油は使用しない。
- ストーブの上に洗濯物を干したり、周囲に可燃物を置いたりしない。
- 自宅の暖房機器がリコール製品(※1)でないか確認する。
- より安全な PSC マーク(※2)の付いた製品への買い替えを検討する。

※1 コロナの石油ストーブ等（2000年以前の製品の一部）

※2 消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品について国の定めた技術上の基準に適合したことを証明するマーク



# 親子 de 学ぶ金銭教育セミナーを開催しました

県民生活センターでは、昨年に引き続き「冬休み親子で学ぶお金の話 in 冬」を盛岡市（1/5）と遠野市（1/11）の2会場で開催しました。

小学3～6年生とその保護者20組を対象に、岩手県金融広報アドバイザー 戸田節子氏の指導のもと「こづかい帳にチャレンジ！」ゲームを行いました。ゲームでは、お手伝いによる臨時収入や、思わぬトラブルによる出費などを体験しながら、金銭管理の大切さやおこづかい帳をつける意義を楽しく学んでもらいました。また、セミナー終了時には、参加いただいた児童一人ひとりに修了証書の授与を行うとともに、おこづかい帳をプレゼントしました。

今回参加した児童からは「本当に必要な買い物なのか、よく考えてお金を使うようにしたい」、保護者からは「お金を持たせて、自己管理できるようにさせてあげたい」などの感想が聞かれました。

ご参加いただいた皆さまも、今回ご参加いただけなかった皆さまも、また来年度開催を予定しておりますので、参加お待ちしております。

遠野会場



盛岡会場



みんなの参加、  
待っておるぞ～！



## 各種問い合わせ先

### 消費生活相談ダイヤル

☎019-624-2209

受付時間 【平日】 9:00～17:30  
【土日】 10:00～16:00

### 交通事故相談ダイヤル

☎019-624-2244

受付時間 【平日】 9:00～17:30

### 消費生活相談メール

✉[syohi@pref.iwate.jp](mailto:syohi@pref.iwate.jp)

受付時間 24時間対応

令和4年2月からメールでの相談受付を開始しました。  
相談員が相談内容を確認のうえ、電話で回答します。

岩手県消費生活相談 メール 検索

### 消費者ホットダイヤル ☎188 (いやや)

お近くの消費生活センターや相談窓口につながります。

「困ったな…」 「どうしよう…」 少しでも不安に思ったら、

一人で悩まず、  
まずはご相談ください。



## 地図

### バス停

- 1 啄木新婚の家口
- 2 商工中金前
- 3 大通三丁目



## 岩手県立県民生活センター

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通 3-10-2

TEL:019-624-2586 (事務専用)

FAX:019-624-2790

※年末年始・祝日休み

岩手県立県民生活センター

検索